

所有地内の立ち入り承諾

(宛先) 鎌倉市長

鎌倉市下水道条例第 6 条の規定に基づき、排水設備等工事完了届を提出しましたが、都合により現場検査に立会うことができません。

このため、現場検査の実施により下水道経営課職員又は委託業者が所有地内に立ち入ることを承諾します。現場検査において、指摘事項があった場合は鎌倉市下水道指定工事店との協議のうえ、責任を持って対処いたします。

なお、売買等により土地所有権が移転した場合、上記の内容を新所有者に責任を持って引き継ぎます。

年 月 日

申請者名

住所

氏名